

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の背景・趣旨

子どもは、次の時代を担うかけがえのない宝であり、小野市の未来を創る貴重な存在です。地域社会の希望を託す子どもたちが健やかに成長でき、子育て家庭が安心して子どもを生み育てられる環境を整えることは、地域社会全体で取り組むべき最重要課題となっています。

国においては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するため、平成 15 年に「少子化社会対策基本法」及び「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取り組みを進めてきました。小野市においても平成 12 年3月策定の「小野市児童育成計画／子育て支援ひまわりプラン」から、平成 17 年3月に「小野市次世代育成支援対策行動計画／子育て支援ひまわりプランⅠ」を策定し、平成 22 年3月には「小野市次世代育成支援対策後期行動計画／子育て支援ひまわりプランⅡ」により、子どもの視点、親の視点、地域の視点を踏まえた子どもたちの健やかな成長、すべての子育て家庭を地域社会全体で支えるまちづくりをめざして取り組んできました。

しかしながら、少子化や核家族化は依然として進行し、市街地への人口集中と地域コミュニティ力の低下、晩婚化と出産の高年齢化、就労環境の厳しさや多様化等、子どもと子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化するなか、ひとり親家庭や経済的な問題を抱える家庭をはじめ、子育ての不安感や孤立感を抱いている家庭が地域とのつながりの希薄化等によって増加し、子育てを地域社会全体で支えていく新たな仕組みの構築が必要となりました。

そこで国では、平成 22 年1月に「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、平成 24 年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成 27 年度から新たな子育ての仕組みとなる「子ども・子育て支援新制度」を進めていくこととしました。

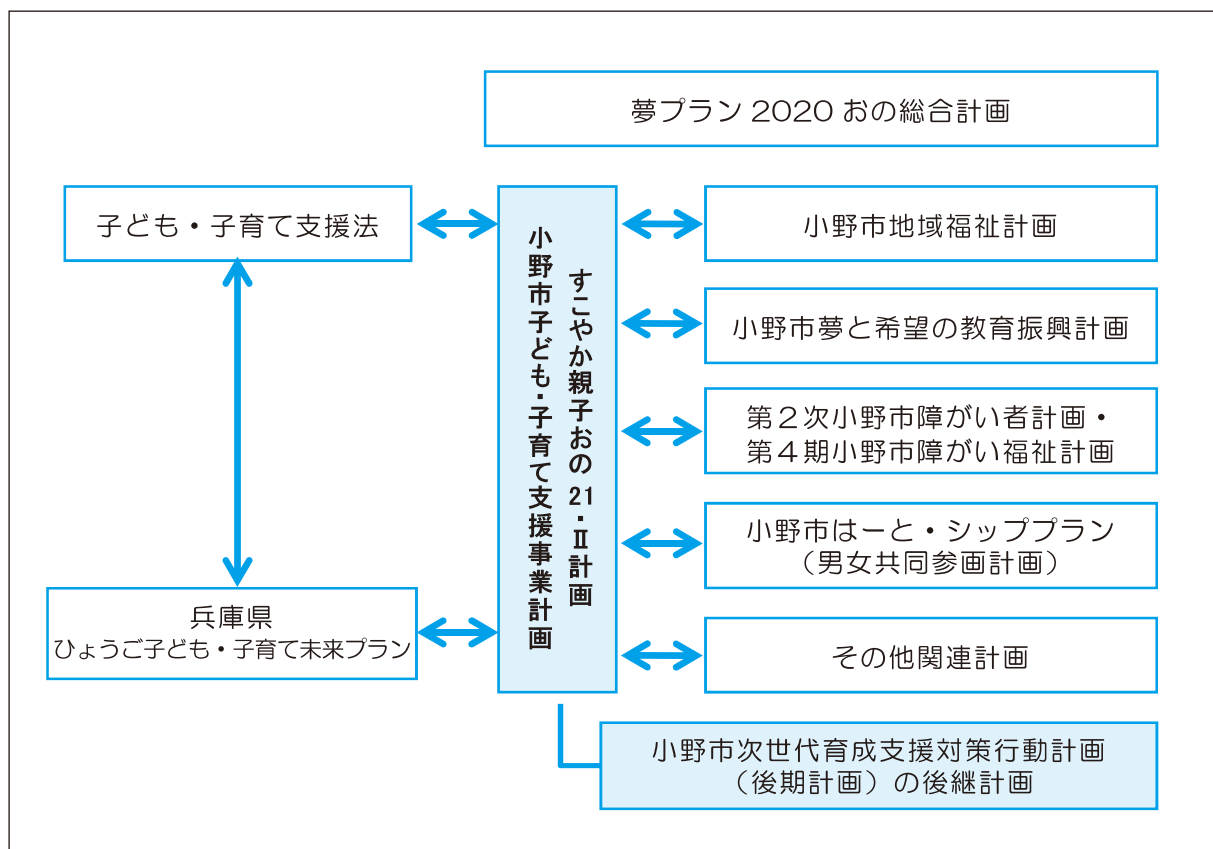
小野市においても、すべての子どもが心豊かに成長するために、親（保護者）が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、身近な地域において適切な子育て環境が等しく保障されるよう、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を確保し、地域の人材を生かした安全で安心な子どもたちの活動拠点や良質な学びの場の提供を総合的に推進するため、「小野市次世代育成支援対策後期行動計画／ひまわりプランⅡ」の取り組みを引き継ぎ、小野市子ども・子育て支援事業計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、国の基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業計画として定めるものです。また、次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が平成26年4月23日に公布され、法律の有効期間が10年間（平成37年3月31日まで）延長されたことから、これまで展開してきた「小野市次世代育成支援対策後期行動計画／ひまわりプランⅡ」における取り組みを継承する計画として位置づけます。

本計画の策定にあたっては、「夢プラン2020おの総合計画」が掲げる理念や将来像をもとに、「小野市地域福祉計画」「小野市夢と希望の教育振興計画」「第2次小野市障がい者計画・第4期小野市障がい福祉計画」「小野市はーと・シッププラン（男女共同参画計画）」などの各種関連計画と整合性を保ち、特に本計画の事業計画施策体系上、関連性が顕著な「すこやか親子おの21・Ⅱ計画」を本計画書中に包含することにより連携の強化を図ります。

【計画の位置付けイメージ（他計画との関係図）】



第1章 計画策定の概要
3. 計画の期間 4. 計画の策定体制

3. 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画の期間とします。

なお、子ども・子育て支援法第19条第1項の区分による認定の状況を踏まえ（同規定による認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、当該認定区分に係る教育・保育の量の見込みと大きくかい離している場合）、計画期間の中間の年度（平成29年度）を目安として、必要な見直しを行うことがあるものとします。

平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
小野市次世代育成支援対策行動計画									
					小野市子ども・子育て支援事業計画				

4. 計画の策定体制

（1）アンケート調査の実施

本計画の策定に先立ち、就学前児童・小学生児童を養育するすべての保護者を対象として、子ども・子育てに関する支援制度の利用状況や利用希望（ニーズ）、日常の子育ての実態や小野市の子育て環境に対するご意見等について、平成25年12月に「小野市子ども・子育てに関するアンケート調査」を実施しました。

① 調査対象

種類	調査対象（平成25年11月11日現在）
就学前児童	小野市在住の就学前児童の保護者（全数調査）2,218人 ※就学前児童が複数いる場合は、年齢が一番小さい児童のみを対象とした
小学生児童	小野市在住の小学生児童の保護者（全数調査）2,295人 ※小学生児童が複数いる場合は、学年が一番小さい児童のみを対象とした

② 調査期間

種類	調査期間
就学前児童	平成25年12月2日（月）～平成25年12月16日（月）
小学生児童	

第1章 計画策定の概要

4. 計画の策定体制

③ 調査方法

種類	調査方法	
就学前児童	① 幼稚園・保育所（園）に通う児童の保護者	在籍園（所） 配付・回収
	② ①以外の就学前児童の保護者	郵送配付・回収
小学生児童	① 市内の小学校・特別支援学校に通う児童の保護者	在籍学校 配付・回収
	② 市外の小学校等に通う児童の保護者	郵送配付・回収

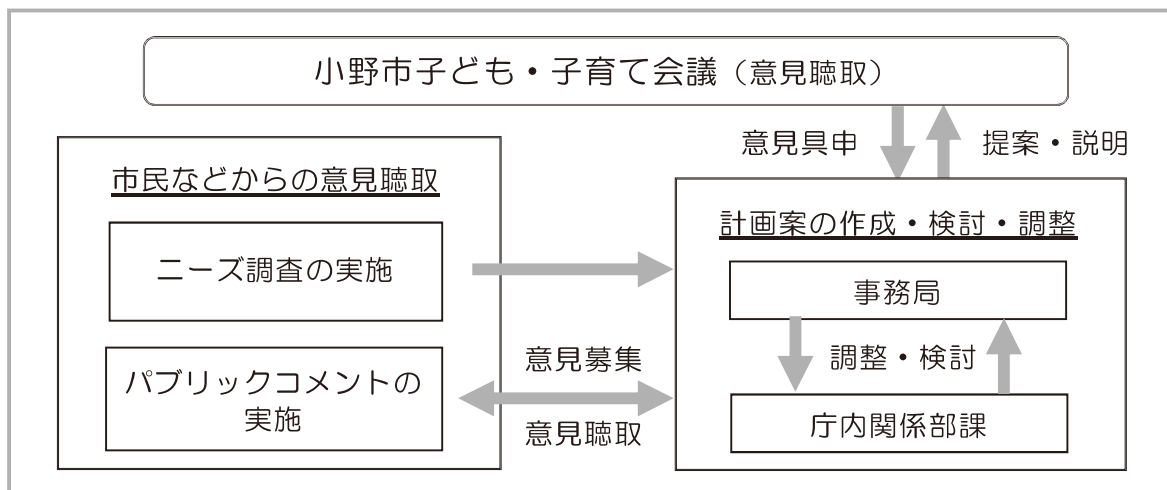
④ 回収結果

種類	全児童数	配布数(A)	回収数	うち 無効票	有効 回収数(B)	有効回収率 (B)／(A)
就学前児童	3,093 人	2,218 件	1,722 件	4 件	1,718 件	77.5%
小学生児童	3,108 人	2,295 件	2,009 件	5 件	2,004 件	87.3%

(2) 小野市子ども・子育て会議における審議

子ども・子育て支援法が施行され、条例で定めるところにより、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査するための合議制の機関として、専門的な知識や多角的な見識を有する委員 15 名で構成する「小野市子ども・子育て会議」を設置し、次のとおり審議を行って本計画を策定しました。

(小野市子ども・子育て会議条例…平成 25 年 9 月 30 日公布／条例第 13 号)



第1章 計画策定の概要

4. 計画の策定体制

【小野市子ども・子育て会議の開催状況（概要）】

回次	開催年月日	主要議事・審議内容
第1回	平成25年11月13日（水） 午前10時00分～12時00分	・委員委嘱式 ・子ども・子育て支援新制度の概要説明 ・アンケート調査の実施、設問項目・内容の審議
第2回	平成26年2月22日（土） 午後1時30分～3時30分	・子ども・子育て支援事業計画の作成・圏域設定の審議 ・アンケート調査単純集計結果の報告
第3回	平成26年5月8日（木） 午後3時00分～5時00分	・アンケート調査結果報告書製本化の審議（承認） ・子ども・子育て支援事業計画の計画期間における児童数推計値、幼児教育・保育等量の見込み値の審議 ・すこやか親子おの21計画取り組み結果の報告
第4回	平成26年6月14日（土） 午後1時30分～3時30分	・子ども・子育て支援事業計画（骨格体系）の審議 ・幼児教育・保育等量の見込み値修正の審議 ・次世代育成支援対策後期行動計画成果指標の達成状況の報告 ・すこやか親子おの21・Ⅱ計画（素案）の審議（承認）
第5回	平成26年8月4日（月） 午後1時30分～3時30分	・子ども・子育て支援事業計画書（骨子案）の審議 ・幼児教育・保育等量の見込み修正値と確保計画の審議 ・保育の必要性に関する認定基準等4条例案の制定の審議（9月議会での議案提出承認）
第6回	平成26年10月16日（木） 午後3時30分～6時00分	・子ども・子育て支援事業計画書（素案）の審議 ・幼児教育・保育等量の見込み値と確保計画県協議暫定値の審議（承認） ・次世代育成支援対策後期行動計画の事業評価審議 ・保育認定選考基準表の審議（承認）
第7回	平成27年2月21日（土） 午前9時30分～11時40分	・子ども・子育て支援事業計画書（最終案）の総括審議 ・すこやか親子おの21・Ⅱ計画（案）の包含審議 ・次年度からの本事業計画に係る進行管理

(3) 事業計画書（案）に対するパブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、平成27年1月に市民からの意見募集手続き（パブリックコメント）を下記の要領で実施したところ、意見応募はありませんでした。

【実施概要】

実施期間：平成27年1月20日（火）～ 平成27年2月10日（火）

実施方法：市ホームページ上での電子掲載

コミュニティセンター等（10か所）での閲覧配置

（配置場所：①子育て支援課、②教育委員会事務局、③児童館“チャイコム”、④福祉総合支援センター、⑤コミュニティセンターおの、⑥コミュニティセンターかわい、⑦コミュニティセンターきすみの、⑧コミュニティセンターいちば、⑨コミュニティセンターおおべ、⑩コミュニティセンター下東条）



5. 子ども・子育て支援新制度のポイント

(1) 幼児期の新たな「教育・保育」の給付制度の創設

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」と、家庭的保育事業等の「地域型保育給付」が創設されます。

新制度における「教育・保育」を受ける際は、保護者が申請を行い、子どもの保育の必要性や必要量について、市町村の認定を受けることになります。

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うため、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行います。

対象施設・事業等による区分		1号認定	2号認定	3号認定
対象となる子ども	年齢	満3歳以上		満3歳未満
	保育の必要性	不要	必要	
保 育 の 必 要 量		—	保育標準時間／保育短時間	
利用できる教育・保育施設又は事業（原則）	認定こども園	○	○	○
	幼稚園	○		
	保育所		○	○
	地域型保育事業			○

(注)「保育の必要性」は、保護者が就労等のため、子どもを家庭で保育することが困難な事由がある場合に認定します。

(注)「保育の必要量」は、保護者の就労状況等に応じて、「保育標準時間（11時間／7時～18時）」又は「保育短時間（8時間／8時～16時）」の認定を行います。

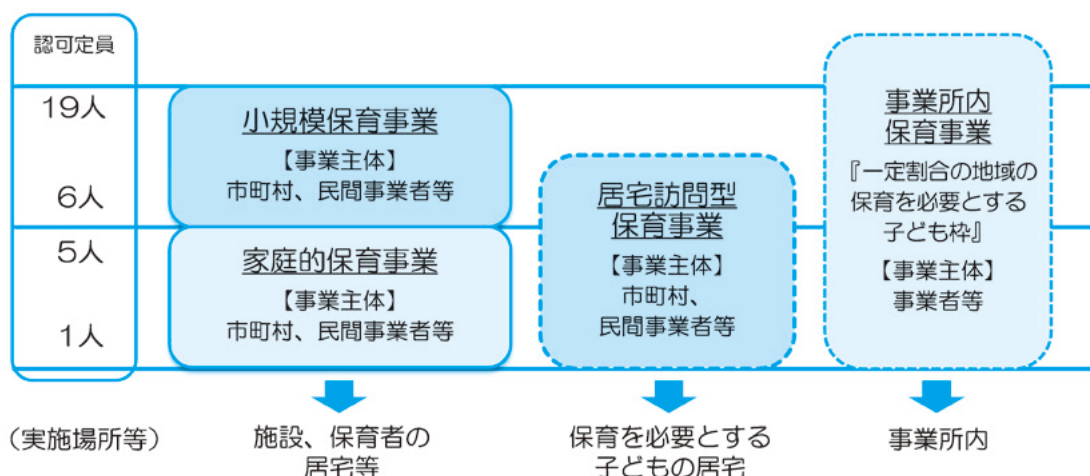
なお、1号認定にかかる「教育標準時間は、4時間程度」とされています。

(注)「認定こども園」は4類型（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）あり、その中で「幼保連携型認定こども園」は、改正認定こども園法に基づく学校（教育基本法第6条第1項に基づく法律に定める学校）であるとともに児童福祉施設（児童福祉法第7条第1項）でもある単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプをいいます。

なお、4類型とも財源措置は「施設型給付」で一本化されます。

(注)「地域型保育事業」は下記4類型で、市町村の認可を受けることにより、児童福祉法に位置付けた上で、「地域型保育給付」の対象となります。

【地域型保育事業の種類】



(2) 地域子ども・子育て支援事業の充実

地域の実情に応じて、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業、放課後児童健全育成事業（アフタースクール事業）などの子育て支援を充実させることとされています。

(3) 市町村が制度の実施主体

新制度の実施主体は、市町村となります。新制度の実施にあたり、市町村が「子ども・子育て支援事業計画」を作成し、計画的に子どものための教育・保育給付や地域子ども・子育て支援事業を実施します。

6. 子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像

